

# 食の安全・安心確保交付金交付要綱

制 定 平成17年 4月 1日16消安第10271号  
最終改正 平成21年 4月 1日20消安第12228号

第1 農林水産大臣は、食の安全・安心確保交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

第3 別表の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用をしてはならない。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、地方農政局長（北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に正副2部提出しなければならない。

3 都道府県等は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、地方農政局長が別に定める日までとする。

第6 都道府県等は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の交付金事業変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 実施要綱第3の規定に基づく事業実施計画書に掲げる目標値の変更
- (2) (1)の事業実施計画書に掲げる目標の追加又は削除並びに事業実施主体の変更を含む変更
- (3) 実施要綱第2の1の(1)に定める土壤有害物質のリスク管理の推進事業のうち農用地土壤汚染対策計画の策定に必要な調査の実施（農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第15条に基づく法律補助）に係る交付金を当該交付金以外の交付金に流用する変更

第8 都道府県等は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、交付金事業が予定の期間に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第3号により交付金事業遂行状況報告書正副2部を作成し、翌月の末日までに地方農政局長に提出するものとする。ただし、地方農政局長が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県等に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

第10 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

2 第4第3項ただし書により交付の申請をした都道府県等は、前項の実績報告書を提出するに当たって同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第3項ただし書により交付の申請をした都道府県等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知による改正は、平成18年4月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（機能性肥料の高度活用の推進、食品表示の適正化、トレーサビリティシステムの導入の促進及び地域における食育の推進）にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附則

この通知による改正は、平成18年6月20日から施行する。

附則

この通知による改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この通知による改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この通知による改正は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

区 分	目 的	目 標	経 費	交 付 率
I. 食の安全 ・消費者の 信頼確保対 策整備交付 金	伝染性疾病 ・病虫害の発 生予防・まん 延防止	家畜衛生の推進 ① 監視体制強化施 設整備 ② 附帯事務費 都道府県が①の 経費に係る事業の 実施に関し、事業 の推進に必要な事 務並びに指導監督 及び調査検討を行 うのに要する経費	実施要綱に基づいて 行う事業に要する経費	実施要綱別 表1の交付率 の欄に掲げる 交付率とする 定 額（1/2 以内）
II. 食の安全 ・消費者の 信頼確保対 策推進交付 金	1 農畜水産物 の安全性の確 保	(1) 土壌有害物質の リスク管理の推進 ① 法律補助分 ② その他分 (2) 生鮮農産物の安 全性の確保 (3) 硝酸塩のリスク 管理の推進 (4) 農薬の適正使用 等の総合的な推進 (5) 畜産物の安全性 の確保 (6) 水産物の安全性 の確保	実施要綱に基づいて 行う事業に要する経費 同上 同上 同上 同上 同上	実施要綱別 表1の交付率 の欄に掲げる 交付率とする 同上 同上 同上 同上 同上

区 分	目 的	目 標	経 費	交 付 率
	2 伝染性疾病 ・病虫害の発 生予防・まん 延防止	(1) 家畜衛生の推進  (2) 養殖衛生管理体 制の整備  (3) 病虫害の防除の 推進  (4) 重要病虫害の特 別防除等	同上  同上  同上  同上	同上  同上  同上  同上
	3 地域におけ る「食事バラ ンスガイド」 等の普及・活 用の促進及び 「教育ファー ム」への取組 の支援	地域における「食 事バランスガイド」 等の普及・活用の 促進及び「教育フ ァーム」への取組 の支援	同上	同上

別記様式 第1号 (第4関係)

平成〇〇年度食の安全・安心確保交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長。  
北海道、北海道の区域内の政令指定都市  
にあつては北海道農政事務局長

地方公共団体の長 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食の安全・安心確保交付金交付要綱第4の規定に基づき、交付金 円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金		
II 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画（又は実績）

(注) 交付金の目的及び内容については、食の安全・安心確保交付金実施要綱第3に基づき提出された事業実施計画書を添付すること。

Ⅲ 経費の配分

区 分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳				備 考
			交付金	都道府県又は政令指定都市負担金	市町村負担金	その他負担金	
1 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金	食の安全・安心確保交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する。	円	円	円	円	円	
2 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金	同上						
合 計							

- (注) 1. 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
2. 目的及び目標の欄は、要綱別表1の交付率の欄に掲げる交付率が異なる事業についてはそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。

IV 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
交 付 金 都道府県又は政令指定都市 [ 地方債 一般財源 その他 ]	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	目的及び目標	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
				増	減	
1 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金  2 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金	食の安全・安心確保交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する  同上	円	円	円	円	
合 計						

(注) 附帯事務費のうち食糧費及び旅費の内訳を備考欄に記入すること。

V 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 予算議決（又は予算議決予定）年月日

平成〇〇年度食の安全・安心確保交付金事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長。  
北海道、北海道の区域内の政令指定都市  
にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更したいので、食の安全・安心確保交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVIに準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、食の安全・安心確保交付金交付要綱第7の変更につき報告するものとし、交付金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

平成〇〇年度食の安全・安心確保交付金事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長。  
北海道、北海道の区域内の政令指定都市  
にあつては北海道農政事務所長 〕

地方公共団体の長 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、食の安全・安心確保交付金交付要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金	食の安全・安心確保交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金	食の安全・安心確保交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する						

平成〇〇年度食の安全・安心確保交付金事業実績報告書

番 号

年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長。  
北海道、北海道の区域内の政令指定都市  
にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり実施したので、食の安全・安心確保交付金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。(なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。)

記

(注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVIに準ずるものとする。

2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに 変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

平成〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔  
沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長。  
北海道、北海道の区域内の政令指定都市  
にあつては北海道農政事務局長  
〕

地方公共団体の長 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があつた食の安全・安心確保交付金について、食の安全・安心確保交付金交付要綱第10第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式 第6号 (第12関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

事業実施年度	平成	年度	農林水産省所管交付金名		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
			事業の	内容	工 期	総事業費	経 費 内 訳	耐用年数	処分制限年 月 日	承認年 月 日	処分の内容		
事業種類	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他				
						円	円	円	円				
計													
計													
計													
合 計													

(注) 1 事業の種類は、食の安全・安心確保交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。  
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 5 この書式により難い場合には、処分制限期間及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。